

令和4年度

宜野座村地域活動支援センター
アイリス

事業報告書

自：令和4年4月1日

至：令和5年3月31日

1. 事業の目的と方針

①目的：

宜野座村地域活動支援センターアイリスは、障がい者等が地域において自立した日常生活が営めるよう行政・医療・福祉・地域住民と連携し、当事者とその保護者の意思及び人格を尊重し、障がい者福祉の増進を図っていく。

②方針：

- 来所に限らず、電話、メール、訪問等で、生活や障がいに関する相談を受け、訪問等の適切な支援を行っていきます。
- 利用者一人ひとりの人格を尊重すると共に、障がい状況や発達段階を考慮しながら、生活や余暇の取り組みを通して、利用者の社会的活動の広がり自立への支援を推進します。
- 利用者が健康で豊かな社会生活を送れるよう行政、地域、その他関係機関と連携を図ります。
- 利用者の皆様の悩みや相談を受け止め、安心と癒しを提供することで来所しやすい環境を整備します。
- 創作的活動、生産活動の機会の提供、社会生活との交流の促進、日常生活に関する指導、レクリエーション、余暇における支援を行います。

2. 令和4年度重点目標

①専門職員（精神保健福祉士）による、医療・福祉及び地域の社会基盤と連携強化のための調整、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の機能強化を目指しました。

②相談支援事業所と連携し、相談員・支援員によるアウトリーチ活動（訪問等）により、ひきこもりの方やご家族の支援を行ってまいりました。

3. 職員の配置状況

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼任	専従	兼任
施設長		1		
精神保健福祉士	1			
指導員	1		1	

4. 利用者数実績

利用者数内訳	4月	5月	6月	7月	8月	9月
登録者数	19	19	19	19	19	19
実利用者数	8	9	10	10	10	10
利用者延べ数(人)	59	55	52	47	32	33

利用者数内訳	10月	11月	12月	1月	2月	3月
登録者数	19	19	21	21	21	21
実利用者数	10	11	12	13	13	15
利用者延べ数(人)	26	31	49	53	50	74

※利用者延べ人数内訳＝電話相談+来所（面談・相談）+訪問+同行

5. 個別支援実績

個別支援内訳	4月	5月	6月	7月	8月	9月
電話相談	21	22	20	9	7	10
来所(面談)(相談のみ含む)	11	13	9	10	5	11
訪問	26	19	22	28	19	11
同行	1	1	1	0	1	1

個別支援内訳	10月	11月	12月	1月	2月	3月
電話相談	4	7	20	30	31	43
来所(面談)(相談のみ含む)	12	13	17	14	9	22
訪問	10	11	12	9	10	9
同行	0	0	0	0	0	0

6. 基礎的事業実績

基礎的事業内訳	4月	5月	6月	7月	8月	9月
創作的活動	1	0	1	0	0	0
生産的活動	0	0	0	0	0	0
レクリエーション等社会との交流機会の提供	0	3	0	0	0	0
憩いの場(自主活動)	9	6	6	9	5	11
その他	3	8	5	2	3	5
その他報告	2	2	2	2	2	2

基礎的事業内訳	10月	11月	12月	1月	2月	3月
創作的活動	0	0	0	3	6	7
生産的活動	0	0	0	0	0	0
レクリエーション等社会との交流機会の提供	0	3	0	0	0	2
憩いの場（自主活動）	9	9	16	14	9	21
その他	6	1	5	4	2	1
その他報告	1	1	2	1	1	1

7. 機能強化事業実績

機能強化事業内訳	4月	5月	6月	7月	8月	9月
他の事業所連携	24	29	32	22	27	24
担当者会議	0	1	1	0	0	0
職員研修	0	1	0	0	1	0
ボランティア普及啓発	0	0	0	1	0	0
会議等	0	3	0	2	6	3
調整会議	0	0	0	2	0	0

機能強化事業内訳	10月	11月	12月	1月	2月	3月
他の事業所連携	16	8	14	11	21	11
担当者会議	0	0	0	0	0	0
職員研修	2	0	1	2	1	0
ボランティア普及啓発	0	2	5	0	0	0
会議等	0	1	0	0	1	3
調整会議	0	2	1	0	1	0

8. その他実績

その他内訳	4月	5月	6月	7月	8月	9月
利用者希望見学	0	0	0	0	0	0
ICT 機器による支援	0	0	0	0	0	0

他の事業所連携	10月	11月	12月	1月	2月	3月
利用者希望見学	0	0	0	0	0	0
ICT 機器による支援	0	0	0	0	0	0

9. 評価(効果・課題)

①利用者支援

令和4年度においても、引き続き猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症による、新しい生活様式の実践を踏まえ、感染症予防を意識した上での活動内容を検討し、実施した。具体的には、施設内外での活動の前後における利用者と職員の検温・手指消毒・手洗い・マスク着用の徹底、施設内の消毒・換気等の対策を行った。その一方で、国・県・村の方針に準じて、来所・訪問・行事等を自粛したことで、利用者の来所も減少、アウトリーチや訪問等による対面の支援が減り、利用者の状態把握も難しい面があった。しかし、コロナ禍においても、電話等による支援を強化し、利用者の状態把握等に務めてきた。

今年度、後半より、新型コロナウイルス感染症の状況も緩和されたことから、電話等による対応は引き続き行いつつ、徐々に通所や訪問による活動や行事等を増やす試みを行い、利用者の居場所づくり、心身の状態把握、相談対応に努めた。次年度においては、段階的に緩和されてきてはいるが、引き続き、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、当施設の利用のニーズがさらに高まるような福祉的支援・行事等を模索・実施し、関係機関と連携し、地域福祉の推進を図っていきたい。

また、令和4年4月1日付で、新規の職員（支援員1名、精神保健福祉士1名）が配属された。今後、新しい職員のスキルの構築が必要であることから、職員研修や勉強会等を活発に行い、活動支援内容の質を高め、更なる利用者増につなげていきたい。

②相談支援体制の強化について

地域活動支援センターアイリスに配置されていた相談員（精神保健福祉士）が、令和3年度において病休に伴い退職となったことから、支援員2名体制での業務を行うこととなった。また、退職した相談員は、指定・一般相談支援事業所ハピネスの計画相談員も兼務していたことから、アイリスの精神保健福祉士が退職したことにより、相談支援事業所の計画相談員もいなくなり、相談支援事業所が休止となった。これにより、社協の障がい福祉分野における相談支援業務体制が脆弱化したことから、障がい分野における相談支援体制の再構築・再強化の為に、ハローワーク等を通じて、アイリスの精神保健福祉士の求人募集を行った結果、令和4年4月25日付で新しい精神保健福祉士が配置された。採用された同職員は、これまでの相談支援事業所ハピネスの計画相談員との兼務ではなく、アイリスの専従の相談員として業務を行っていく事となった。

前述の方針に伴い、相談支援事業所ハピネスにおいては、令和3年度に専従の相談員（委託相談員兼計画相談員）を1名採用した。さらに令和4年10月に、もう1名専従の計画相談員の配置を行った。

このような取り組みの結果、令和4年度においては、地域活動支援センターアイリスの相談員（精神保健福祉士）と相談支援事業所ハピネスの計画相談員・委託相談員が連携し、障がい福祉分野の相談支援業務を円滑に行える体制づくりが構築されたと考える。

③ 役場との連携について

2年程前より、当施設から、委託先の宜野座村役場健康福祉課に対し、地域における相談・支援体制の連携強化及び福祉サービス提供体制の改善・発展等の目的で、3ヵ月に1度の連絡会（定例会）への役場側担当職員の出席を提案し、課題等が生じた時に、必要に応じて参加する事になった。

利用者の状況等の報告に関しては、月1回の健康福祉課と社協との定例会を行っている。

令和5年度においても引き続き連絡会に参加して頂き、当事業の現状や課題解決、評価を共有できる関係性づくりに努めたい。

④ 1年毎の更新制でのサービス利用開始

これまで、利用者は、行政の窓口で利用申請を行った後、利用決定となり登録されると登録されたままの状態であった。その為、「長期に渡りサービスを利用していない者」や「亡くなられた利用者」が利用登録者として登録され続ける状況であった。それにより、利用者数の把握が困難な状況が見られた。

前述の状況について行政側と協議した結果、令和5年度より、年度毎の更新を行う事で決定した。これにより今後、不確定な登録者が解消され、登録利用者数の確定が容易に把握できると考えられる。

⑤ 人件費の不足の問題について

令和4年度契約時において、契約書条文には、「指導員2名」と明記されていたが、委託者である行政が、2名の支援員の内、1名分の人件費が予算計上されていなかったが、行政側と調整の上、昨年6月に見直しの改定契約が交わされ、不足していた支援員1人分の人件費が確保された。

⑥ 地域活動支援センターの類型について

現在の地域活動支援センターアイリスの類型について、令和3年度の契約書においてⅢ型の要件で記載されていたが、令和4年度契約書からは、Ⅰ型で契約締結し、現在の人員配置と合致した。

⑦ 地域活動支援センターの実績について

現在、同センターの運営規程においては、1日あたりの定員が20名となっているが、実績を達成できていない状況である。現在、関係機関へも同センターの周知を図り、利用者増に向けて努力を行っている。次年度も引き続き、アイリスの必要性について、多くの住民、関係機関へ周知を図っていき、多くの利用者が幸せを感じながら通える事業所目指したい。

10. その他

① 事業における環境整備等について

- コロナ感染症予防の徹底の為に、施設内にアルコールを設置。また、利用者の送迎後、施設内に入る際、アルコール消毒及び非接触型の体温測定器による体温測定の実施に努めている。
- 毎月 1 回定例会議を開き、1 ヶ月の振り返りと事例検討、翌月の支援計画、行事等について話し合い、チームとしての活動を意識できるよう努めている。
- 個人情報保護のため、日誌と個別支援記録を分離し、記録作成を行っている。
- 業務日誌を、所長（施設長）・局長・会長へ回覧し、報告・連絡を徹底。
- 新規通所利用者への説明、約束書類の活用。
- 毎週 1 回のミーティングを実施し、各職員の業務スケジュール及び業務に関する内容についての情報共有等を行い、業務内容・事業内容の改善及びさらなる発展に努めている。その他、必要に応じてミーティングを実施し、業務上の進捗状況の確認及び振り返り等に努めている。